

第8期

川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

# やさしさ あんしん いきいきプラン

概要版

2021  
令和3年度



2023  
令和5年度



令和3年3月  
川口市

# 計画策定の趣旨

## ● 計画策定の趣旨と背景

本市では、高齢者福祉施策と介護保険事業の一体的な取り組みを進める計画として、平成30（2018）年度～令和2（2020）年度を計画期間とする『第7期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』を策定し、「高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、いかなる心身の状態にあっても、尊厳を保ち、安心して幸福に暮らせる地域社会を構築する」を基本理念とした施策・事業の展開を図ってきたところです。

こうした「第7期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の基本的な方向性と成果を継承しつつ、中長期的視点から地域包括ケアシステムの構築やさらには地域共生社会の実現をめざすとともに、今後の3年間の具体的な施策・取り組みを進めるための計画として『第8期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』を策定します。

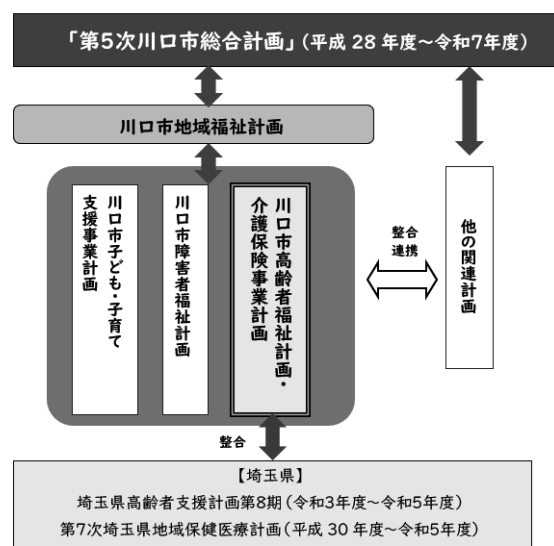
## ● 計画の位置づけ

「高齢者福祉計画」はすべての高齢者を対象とした本市の高齢者福祉に関する計画であり、「介護保険事業計画」は、介護保険の対象となる要介護者等の人数、介護保険サービス量の見込等について定めた介護保険事業を運営するための事業計画であり、概念的には「介護保険事業計画」は「高齢者福祉計画」に包含されます。

また、本計画は、団塊の世代が、後期高齢期を迎える令和7（2025）年を見据え、第6期計画以降、進めてきた地域包括ケアシステム構築のための取り組みを継承し、深化・推進していくための計画であり、地域包括ケア計画として位置づけられます。

## ● 他計画との関係

本計画は、本市の総合的な行政運営の方針を示した第5次川口市総合計画を上位計画とし、その方針に沿って策定されるものです。また、川口市地域福祉計画をはじめ、他の関連計画との整合を図りながら策定するものとします。



## ● 計画の期間

この計画の期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間となります。

ただし、本計画は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢期を迎える令和7（2025）年度や、現役世代の急減が想定される令和22（2040）年度を見据えた中長期的視点を踏まえ、検討・策定しています。

		年度																					
令和	西暦	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	
		第8期																					
		中長期的視点(令和7年・令和22年を見据えて)																					
					第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期													

## 計画の基本的な考え方

### ●基本理念・基本方針

国においては、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を見据えて、地域包括ケアシステムの構築を全国的に進めています。

本市でも、第6期において、地域包括ケアシステムの構築のため「つながるしくみ」づくりを推進し、第7期計画では、これらの「つながり」をより強固なものとし、さらに深化・推進するために「支えあいのしくみ」づくりを展開してきたところです。

第8期(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)においても、地域包括ケアシステムの深化・推進を念頭に、第7期計画における基本理念・基本方針を踏襲するものとします。

#### 【基本理念】

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、  
いかなる心身の状態にあっても、尊厳を保ち、  
安心して幸福に暮らせる地域社会を構築する。

#### 【基本方針】

基本理念である「高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、いかなる心身の状態にあっても、尊厳を保ち、安心して幸福に暮らせる地域社会を構築する」を実現していくため、また、現状及び令和7(2025)年を見据えた課題に対応するために、以下の3つの基本方針に基づき施策を展開します。

#### 基本方針1 いつまでも元気に楽しく暮らせるまち

住み慣れた地域で、いきいきと自分らしく、楽しい生活が続けられるよう、社会参加や交流の場の充実を図るとともに、介護予防を推進し、いつまでも元気に暮らせるまちをめざします。

#### 基本方針2 介護が必要となっても安心して暮らせるまち

一人ひとりの意思を尊重し、一人ひとりの能力に応じた質の高い介護サービスを受けながら、安心して暮らせるまちをめざします。

また、中・重度の要介護状態であっても安心して生活をおくれるまちをめざします。

#### 基本方針3 地域が連携して支えあいながら暮らせるまち

保健・医療・福祉・介護の連携による地域包括ケア体制の充実した、また、地域住民による声かけや見守り活動等の充実した、地域で支えあいながら暮らせるまちをめざします。

● 施策の体系

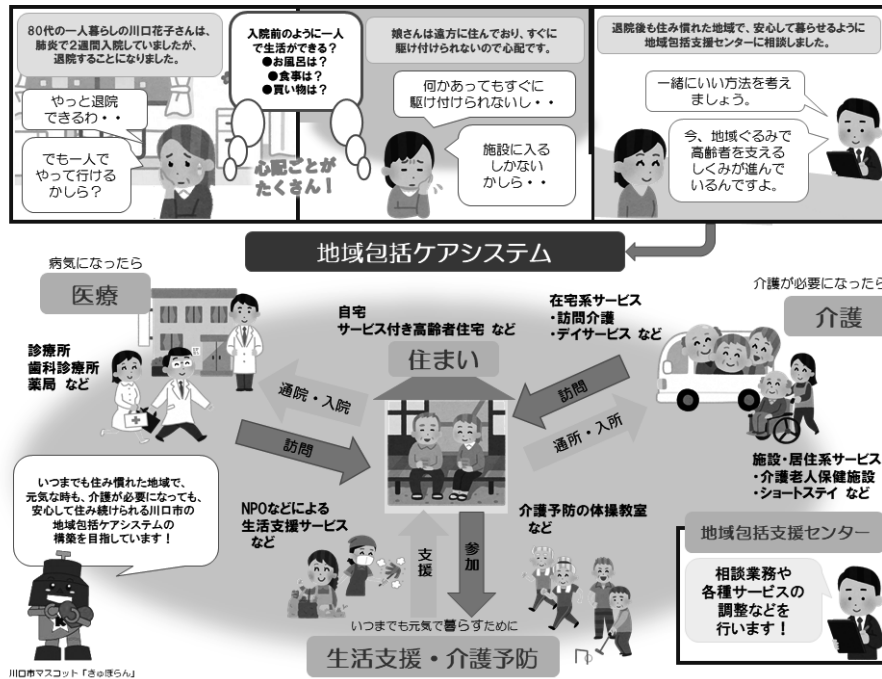
基本方針	主な施策	方向性
<p>1 いつまでも元気に 楽しく暮らせるまち</p>	<p>1 健康・生きがいづくり</p>	<p>(1) 健康づくり施策との連携 (2) 生きがいづくり・社会参加</p>
	<p>2 介護予防・自立生活支援の充実</p>	<p>(1) 介護予防の推進 <b>【★重点施策】</b> (2) 在宅福祉・生活支援サービス等の充実 (3) 自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進 (4) 高齢者の住まいの確保 (5) 家族介護者支援事業</p>
	<p>3 認知症施策の推進</p>	<p>(1) 普及啓発・本人発信支援 (2) 早期発見・早期対応の体制整備 (3) 認知症の人の介護者への支援 <b>【★重点施策】</b> (4) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり</p>
	<p>4 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進</p>	<p>(1) 成年後見制度の利用促進 (2) 高齢者虐待の防止</p>
<p>2 介護が必要となっても 安心して暮らせるまち</p>	<p>1 介護保険サービスの充実</p>	<p>(1) 在宅サービスの充実 <b>【★重点施策】</b> (2) 地域密着型サービスの充実 (3) 施設サービスの充実</p>
	<p>2 介護保険サービスの適正化と質の向上</p>	<p>(1) 介護給付費の適正化の推進 (2) 介護人材の確保と資質の向上 (3) 介護サービス従事者等の質の向上 (4) 介護サービス事業者の質の向上 (5) 低所得者対策 (6) 情報提供体制の充実</p>
<p>3 地域が連携して支えあい ながら暮らせるまち</p>	<p>1 地域包括支援センターの効果的な運営</p>	<p>(1) 地域を支援する体制の強化 (2) 効果的な運営体制の構築</p>
	<p>2 地域包括ケアを支えるしくみの整備・充実</p>	<p>(1) 在宅医療・介護連携の推進 <b>【★重点施策】</b> (2) 地域ケア会議の推進 <b>【★重点施策】</b> (3) 生活支援体制の基盤整備 <b>【★重点施策】</b></p>
	<p>3 安心して暮らすことのできる地域社会の実現</p>	<p>(1) 地域で支えあうしくみづくり (2) 伝え育むしくみづくり (3) その人らしく暮らす環境づくり (4) 安全で安心なまちづくりの推進</p>

## ●川口市の地域包括ケアシステム

川口市では、第6期において、地域包括ケアシステムの構築のために必要な機関やサービスの設置・導入、人員配置等の整備を行うことにより「つながるしくみ」づくりを推進し、第7期においてはこれらの「つながり」をより強固なものとし、さらに深化・推進するため、生活支援体制の基盤整備を積極的に展開し、地域の人々がお互いに助け合う「支えあいのしくみ」づくりを進めてきました。

第8期においては、これまでに構築してきた「支えあいのしくみ」を基盤として、地域における具体的な課題解決を加速するために「切れ目なく支えあい、つながり続ける地域づくり」を進めます。

### ■地域包括ケアシステム図

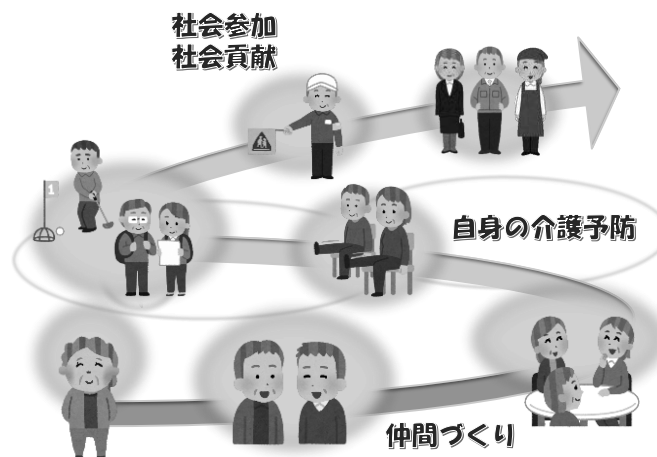


## ●切れ目なく支えあい、つながり続ける地域づくり

### ～地域包括ケアシステムの深化・推進による地域の課題解決に向けて～

第8期においては、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向けて、「切れ目なく支えあい、つながり続ける地域づくり」として、これまでに構築した支援体制をもとに、地域や個別ケースにおける具体的な課題解決につなげるとともに、高齢者や地域の支え手をそれぞれの状態に応じて適切に支えあいの輪に取り込み、つながりを保ち続けられる地域づくりを推進します。

### ■「つながり続けるしくみ」イメージ図

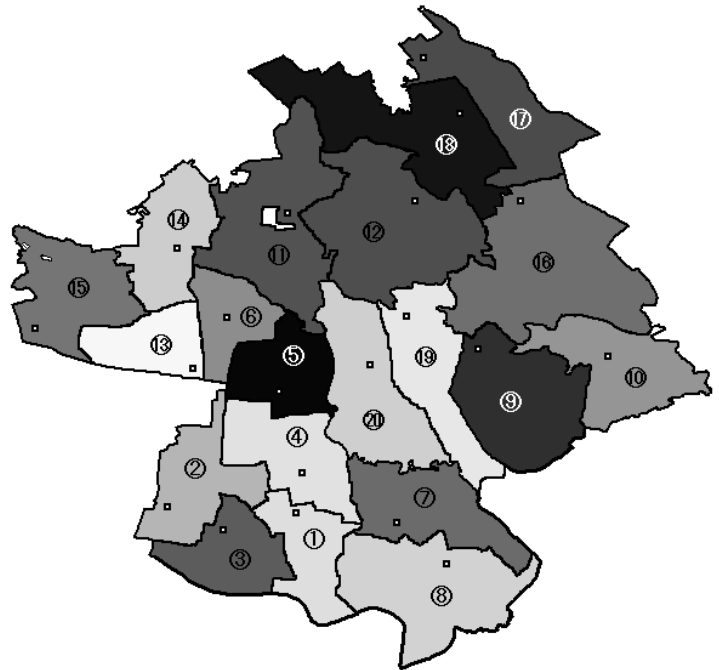


# 日常生活圏域の状況

## ●川口市の日常生活圏域

本市では第6期計画より地域包括支援センターの担当区域を日常生活圏域として、20 か所に拡大して、地域においてより細やかな対応としたところですが、本計画においても、本市における生活環境や歴史的な地域の結びつきを踏まえ、前期に引き続き20圏域の設定とします。

令和7(2025)年度を目途に地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることから、今後も各地域の高齢者人口の推移や地域ケア会議での議論の状況等を踏まえつつ、必要性が認められた場合は、圏域の見直しを行うこととします。



## ●日常生活圏域別の状況

圏域区分	人口	高齢者数	高齢化率	認定者数	認定率
①中央	39,468	7,189	18.21%	931	13.0%
②横曽根	47,185	8,824	18.70%	1,360	15.4%
③西	29,126	5,965	20.48%	768	12.9%
④青木	37,192	8,491	22.83%	1,299	15.3%
⑤上青木	22,767	5,916	25.98%	953	16.1%
⑥前川	18,989	5,159	27.17%	837	16.2%
⑦南平	33,360	7,636	22.89%	1,244	16.3%
⑧南平みなみ	31,813	6,965	21.89%	1,026	14.7%
⑨新郷	22,362	6,401	28.62%	1,105	17.3%
⑩新郷東	17,480	5,130	29.35%	752	14.7%
⑪神根	28,740	8,087	28.14%	1,408	17.4%
⑫神根東	19,473	5,078	26.08%	1,051	20.7%
⑬芝	30,630	7,085	23.13%	1,337	18.9%
⑭芝伊刈	22,687	6,332	27.91%	1,032	16.3%
⑮芝西	32,377	8,303	25.64%	1,297	15.6%
⑯安行	37,969	9,069	23.89%	1,288	14.2%
⑰戸塚	34,855	6,353	18.23%	845	13.3%
⑱戸塚西	35,482	5,554	15.65%	885	15.9%
⑲鳩ヶ谷東部	28,735	7,691	26.77%	1,360	17.7%
⑳鳩ヶ谷西部	36,683	8,068	21.99%	1,359	16.8%

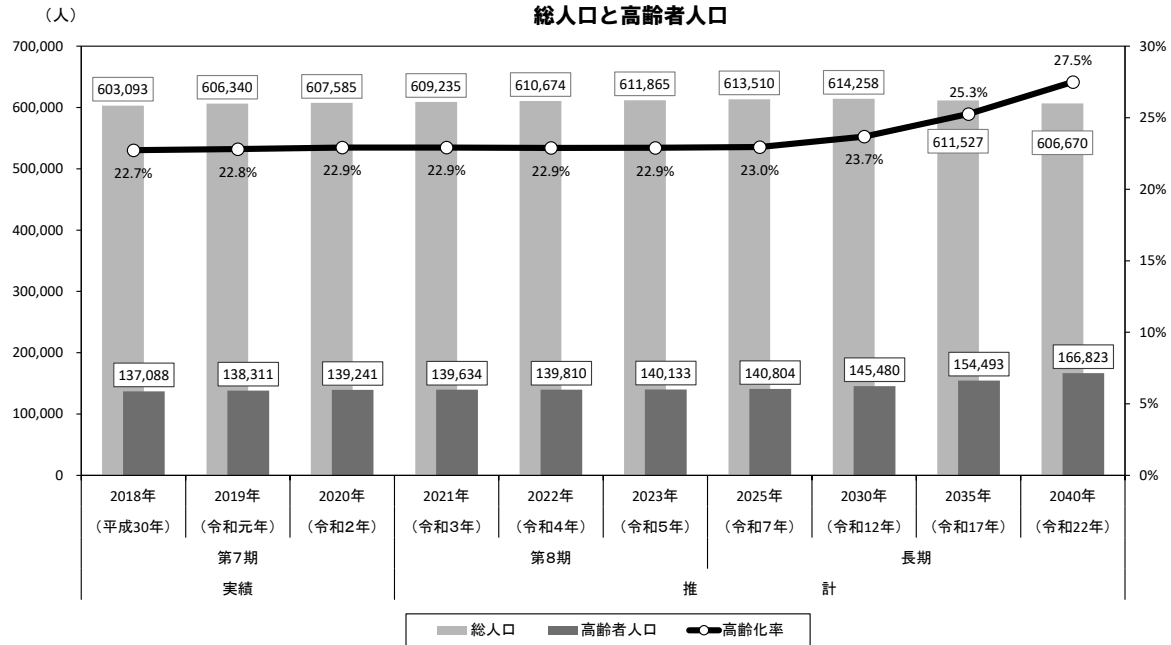
※令和3年1月1日現在

※認定率は、第1号被保険者に対する第1号認定者の割合

# 人口と認定者数の見込み

## ●将来人口

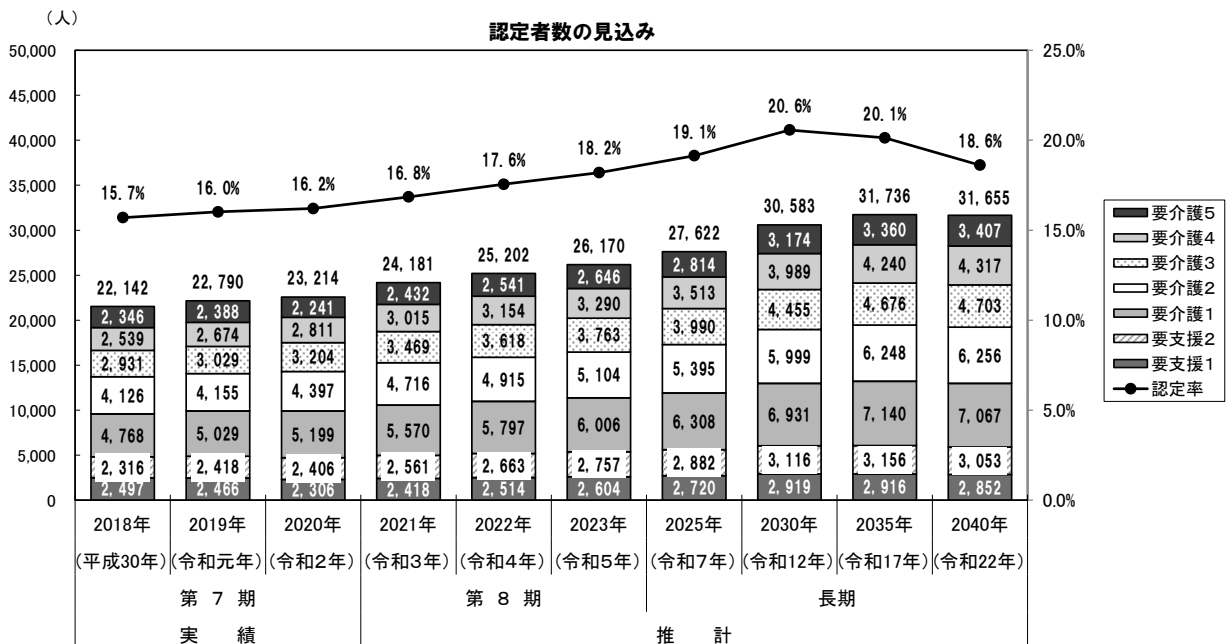
本市の総人口は、今後も緩やかな増加傾向で推移し、令和12(2030)年の614,258人をピークに減少に転じることが見込まれます。高齢者人口については、増加傾向で推移し、令和5(2023)年には140,133人、令和22(2040)年には166,823人になるものと見込まれます。



※実績は住民基本台帳（各年10月1日現在）による。  
 ※調査時点及び推計方法の違いにより、第5次川口市総合計画後期基本計画の推計人口とは一致しません。

## ●要支援・要介護認定者数

本市の認定者数については、後期高齢者数の増加傾向を反映して、第8期計画期間(令和3年度～令和5年度)は微増となり、令和7(2025)年には27,622人、令和22(2040)年には31,655人と見込まれます。



※各年9月末現在  
 ※認定率は、第1号被保険者に対する第1号認定者の割合

## 第8期計画期間（令和3～5年度）の介護保険料

第8期の保険料段階設定にあたっては、法令等の改正を踏まえ、第7期と同様に、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かな所得段階区分設定を行います。

所得段階	対象者	基準額に対する負担割合	保険料（年額）	《参考》第7期保険料
第1段階	●生活保護を受給しているかた ●老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税のかた ●本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	0.48 (0.28)	34,020円 (19,840円)	30,120円 (17,570円)
第2段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下のかた	0.70 (0.45)	49,620円 (31,900円)	43,930円 (28,240円)
第3段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えるかた	0.75 (0.70)	53,160円 (49,620円)	47,070円 (43,930円)
第4段階	●本人は市民税非課税（世帯に課税者がいる）で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	0.85	60,250円	53,340円
第5段階	●本人は市民税非課税（世帯に課税者がいる）で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えるかた	<b>基準額</b>	<b>70,890円</b>	62,760円
第6段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満のかた	1.10	77,970円	69,030円
第7段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上150万円未満のかた	1.25	88,610円	78,450円
第8段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が150万円以上200万円未満のかた	1.40	99,240円	87,860円
第9段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上250万円未満のかた	1.50	106,330円	94,140円
第10段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が250万円以上300万円未満のかた	1.60	113,420円	100,410円
第11段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上350万円未満のかた	1.70	120,510円	106,690円
第12段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上400万円未満のかた	1.80	127,600円	112,960円
第13段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上450万円未満のかた	1.90	134,690円	119,240円
第14段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が450万円以上500万円未満のかた	2.00	141,780円	125,520円
第15段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満のかた	2.10	148,860円	131,790円
第16段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満のかた	2.20	155,950円	138,070円
第17段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上のかた	2.30	163,040円	144,340円

※第1～第3段階の（ ）内の負担割合及び保険料（年額）は、公費軽減後のものです。

介護保険料＝基準月額 5,907円（年額 70,890円）

やさしさ あんしん いきいきプラン

第8期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 概要版

発行日 令和3年3月

発行 川口市

〒332-8601 埼玉県川口市青木2丁目1番1号 電話：048-258-1110（代表）

企画・編集 福祉部 長寿支援課／介護保険課